

## 議案第17号

愛西市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例及び  
愛西市八開農業管理センターの設置及び管理に関する条例の一  
部改正について

愛西市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例（平成17年愛西市条例第125号）及び愛西市八開農業管理センターの設置及び管理に関する条例（平成17年愛西市条例第126号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成28年2月23日提出

愛西市長 日 永 貴 章

### 提案理由

この案を提出するのは、公共施設使用に係る市民負担の公平性を図ることを目的に、改善センター及び管理センターの使用料等を改めるため、関係条例を改正する必要があるからである。

愛西市条例第 号

愛西市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例及び  
愛西市八開農業管理センターの設置及び管理に関する条例の一  
部を改正する条例

(愛西市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 愛西市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例（平成  
17年愛西市条例第125号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第10条関係）

(単位：円)

時間区分 使用区分		使用料金				
		午前	午後	夜間	終日	使用時間
		午前9時 ～午後零 時30分	午後1時 ～午後5 時	午後5時 ～午後9 時	午前9時 ～午後9 時	延長1時 間につき
多目的ホール		2,130	2,440	2,440	7,010	610
小会議室		1,330	1,520	1,520	4,370	380
和室	北	980	1,120	1,120	3,220	280
	南	980	1,120	1,120	3,220	280

(愛西市八開農業管理センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 愛西市八開農業管理センターの設置及び管理に関する条例（平成  
17年愛西市条例第126号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第6条関係）

利用時間	午前9時～ 午後零時	午後1時 ～午後3 時	午後3時 ～午後5 時	午後6時 ～午後8 時	午後8時 ～午後 10時	午前9時 ～午後 10時
部屋区分						

研修室及び会議室	1,140 円	760 円	760 円	760 円	760 円	4,180 円
農業文献等コーナー	840円	560 円	560 円	560 円	560 円	3,080 円
和室1	840円	560 円	560 円	560 円	560 円	3,080 円
和室2	1,140 円	760 円	760 円	760 円	760 円	4,180 円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、附則第2項及び第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の各条例の規定に基づく申請その他の行為は、平成29年4月1日（以下「施行日」という。）前においても、行うことができる。
- 3 施行日前に施行日以後の愛西市農村環境改善センター及び愛西市八開農業管理センターの利用の許可を受けた者からは、この条例による改正前の各条例の規定にかかわらず、施行日前においても当該センターの利用に係るこの条例による改正後の各条例に定める額の使用料を徴収することができる。